介護保険制度

―サービスと保険料について―

介護保険は、40歳以上のみなさんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が主体となって行い、加入者のみなさんの保険料と公費を財源に運営しています。

①サービスの使い方について

病気やケガなどで介護保険のサービスが必要と感じられたら、次のような流れで利用することができるようになります。

①要介護認定を受けます

1　本人または家族が、役場介護保険課または各総合支所、出張所で要介護認定の申請をします。

2　調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

3　訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

4　認定結果通知書と介護保険証を送付します。

②ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

○要介護1～要介護5の方

・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。

・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。

○要支援1・要支援2の方

・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ケアプランにもとづいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。

○在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

車いすなどの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。

○施設サービス（要介護1～要介護5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して施設のサービスを利用します。

○地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

②介護保険料について

介護保険は、左記の円グラフのとおり、40歳以上のみなさんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

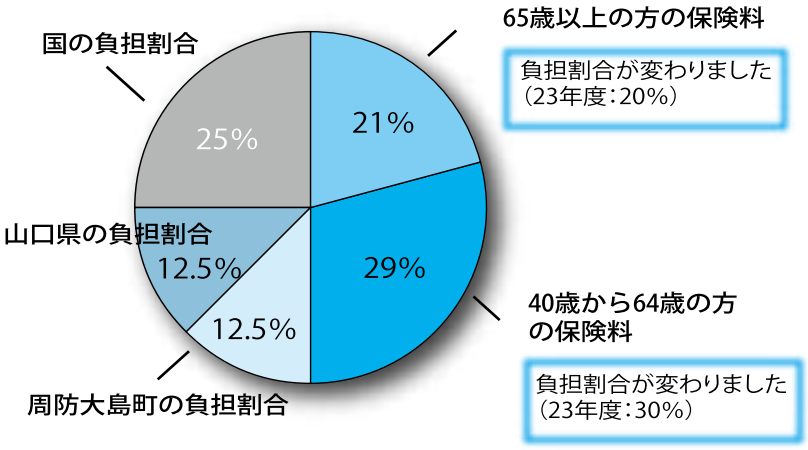

＋ サービスの利用者負担（原則としてサービスの１割）